平成２７年（フ）第１２０号
愛知県新城市作手清岳字元十王１番地
債務者　折尾　康正
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１１７９号
横浜市南区新川町４丁目26番地33　リヴシティ横濱新川町704号
債務者　藤田　智美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６２８号
大阪府東大阪市衣摺３丁目２番24号
債務者　井上　和哉
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９４７号
大阪府豊中市三和町４丁目11番３号、前住所大阪府堺市中区平井28番地９
債務者　大川　勇人
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９６０号
大阪市北区中津４丁目５番15号　メゾンルミエール　103号室
債務者　村上　佳代
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７８号
東京都府中市寿町１丁目４番地の４ル・リオン府中駅前1002
債務者　湯淺美貴子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５７７号
東京都稲城市東長沼1075番地藤美ハイツ101
債務者　藤本　一久
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１７７号
神奈川県藤沢市菖蒲沢1260番地　県営菖蒲沢団地２－207
債務者　石井　光子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２６号
東京都国立市東４丁目18番地の３クレイン国立101
債務者　山縣　有一
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２３号
千葉県印西市小林北５丁目４番13号
破産者　有限会社藤田商会
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２４号
千葉県我孫子市布佐3274番地の４（102号）カメーリア
破産者　藤田　雅彦
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２５号
千葉県我孫子市布佐3274番地の４（102号）カメーリア
破産者　藤田　美樹
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７４号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1504番地５
破産者　株式会社ＩＣＨＴＨＵＳ
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
東京都昭島市中神町1139番地39高橋コーポ101号
破産者　廣川　弥生
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６３号
東京都八王子市弐分方町561番地２レオパレスかたくり101号
破産者　柴田知賀子
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３５７号
東京都府中市本町２丁目19番地の２サンスリー本町401
破産者　山際　正裕
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３７５号
青森県三沢市平畑２丁目１番143号東谷方、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市堀之内３丁目31番地３ハイムルネッサンス110号
破産者　下久保清治
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部